

## 会 議 録

会議の名称	令和5年度第3回茨木市障害者施策推進分科会
開催日時	令和5年10月26日（木曜日）
開催場所	茨木市役所 南館10階 大会議室
議長	中西会長
出席者	高田委員、福阪委員、竹岡委員、山口委員 宮林委員、多本委員、大川委員、太田委員
欠席者	富澤委員
事務局職員	森岡福祉部長、澤田福祉部次長兼福祉総合相談課長、肥塚福祉部副理事兼地域福祉課長、石井福祉指導監査課長、井上障害福祉課長、中島発達支援課長、河原商工労政課長、牧原DX推進チーム課長、今村学校教育推進課参事兼人権教育・支援教育G長、濱田発達支援課参事兼あけぼの学園長、佐原障害福祉課課長代理兼認定給付1G長、梶発達支援課課長代理兼発達支援G長、角谷発達支援課主幹兼推進G長、山本地域福祉課主幹、名越福祉総合相談課主幹兼相談2G長、刈込障害福祉課認定給付2G長、谷口障害福祉課計画推進係長、井本（障害福祉課計画推進係職員）
議題(案件)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次期総合保健福祉計画（素案）について</li> <li>2 次期障害者計画・次期障害福祉計画・次期障害児福祉計画（素案）について <ol style="list-style-type: none"> <li>①特に検討が必要な事項について</li> <li>②①以外の案件について</li> </ol> </li> <li>3 その他</li> </ol>

資	<p>料</p> <p>次第</p> <p>(資料1-1) 茨木市総合保健福祉計画 (第3次)</p> <p>(資料1-2) 総合保健福祉計画 (素案) (抜粋)</p> <p>(資料2-1) 茨木市障害者計画等素案</p> <p>(資料2-2) 茨木市地域福祉計画 (第3次) 評価と課題 (案) (抜粋)</p> <p>(資料3) 障害者計画 (第5次)、障害福祉計画 (第7期)、障害児福祉計画 (第3期) の特に検討が必要な事項</p> <p>(資料4) 茨木市障害者地域自立支援協議会の答申について</p> <p>(資料5) 計画相談支援の推計、利用率等の目標値について</p> <p>(資料6) 医療的ケア体制及び強度行動障害者に係るサービス支給決定状況調査について</p> <p>(資料7) 支援が必要な子どもとその保護者の為の発達支援体制</p> <p>(資料8) 茨木市総合保健福祉計画 (第3次) の策定スケジュールについて (令和5年10月26日時点)</p> <p>配席表</p> <p>計画書</p>
---	---

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局 (井本)	<p>皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>定刻前ではございますが皆様そろわれておりますので、分科会のほうを始めさせていただきたいと思えます。</p> <p>本日、司会を務めさせていただきます障害福祉課の井本と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、会議に入る前に会議資料の確認をさせていただきます。本日の会議資料としまして、事前に送付させていただきました次第と、資料1-1、1-2、2-1、2-2、資料3から8、これらが事前に送らせていただいた書類になります。次に、お席に置かせていただいております配席表と、参考資料として御持参をお願いしておりました計画書、以上のものを皆様お持ちでしょうか。</p> <p>お持ちでなければ係の者がお持ちしますので、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>本日、会議室の都合上、会議時間につきましては16時の終了を予定しておりますので、皆様、御協力のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、会議の議事進行のほうは会長が行うこととなっておりますので、中西会長、よろしくお願ひいたします。</p>
中西会長	<p>それでは、これより会議を始めたいと思えます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、障害福祉の増進のために、積極的な御意見を賜りますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、本分科会の議事録は、原則公開ということになりますので、御了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (井本)	<p>はい。本日の委員の出席状況につきまして御報告いたします。</p> <p>委員総数10人のうち御出席が9名。本日は富沢委員が御欠席です。半数以上の御出席をいただいておりますので、当審議会規則第8条第2項によりまして会議は成立しております。</p> <p>なお、本日は傍聴の方はいらっしゃいません。</p> <p>以上でございます。</p>
中西会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、議事に移る前に会議の進め方についてお諮りしたいと思えます。それぞれの議題について事務局の方から説明を受けて、その内容</p>

事務局（肥塚  
副理事）

について順次皆様から御意見、御質問などをいただくということでもよろしいでしょうか。

特に御意見ないということで、では、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは議題1ですね。「次期総合保健福祉計画（素案）について」、事務局から説明をお願いします。

議題1の時間配分といたしましては、おおむね20分程度を考えております。14時25分ぐらいを目途に次の議題に移らせていただきたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

では、事務局をお願いします。

地域福祉課長の肥塚です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、総合保健福祉計画のうちの第1編の素案についての説明をいたします。

本計画の基本は、前計画、令和5年度までの現計画の流れを継承したものとなります。前計画で目指したものが包括的な支援体制の実現ということでした。前回からさらに進んでいることは、地域のつながりの希薄化、孤立化、課題の複雑化、複合化というところです。本計画でも前計画を継承し、包括的な支援体制を推進し、地域共生社会の実現を目指すとともに、その手段の一つとして重層的支援体制整備事業を進めてまいります。

加えまして、今後さらに少子高齢化が進行し、担い手の不足が生じること、現在の地域社会や支援体制の維持が困難になるということが予想されますことから、持続可能性に配慮しながら複雑化、複合化する多様な困り事に対して、解決に向けて包括的な支援体制で伴走すること、また、市民や団体、事業者等がそれぞれに力を発揮しながら主体的に協働して、相乗効果が生まれるよう行政として支援することに特に留意しまして、保健福祉の各施策を推進してまいります。

では、内容につきまして項目ごとに概要の説明をいたします。

まず、墨字資料1-1の目次をご覧ください。本計画は4つの章からなります。第1章では、計画の趣旨や法的根拠、第2章では本市の状況や将来推計についての数値データと包括的支援体制の整備状況を、第3章では本計画の理念と基本目標、包括的支援体制をどのように進めていくのかなどの本計画の基本方針を、第4章では本計画の推進体制についてお示しをいたします。

墨字資料の3ページをお開きください。ここでは、計画策定の趣旨をお示ししています。総合保健福祉計画策定の目的は、冒頭部分にありますように、保健福祉施策を総合的、体系的に推進し、市民福祉の向上をより効率的、効果的に図ることであり、平成24年3月に第一次

の計画を策定いたしました。

6年間の計画の期間とし、令和5年度に今の計画、前計画といたしますが、終了をいたします。前計画では、包括的な支援体制を実現するため地区保健福祉センターの整備を進めるとともに、各分野別計画全てに共通の理念と基本目標を置き、その理念、基本目標に基づいて様々な取組を実施してまいりました。

国においては、令和2年に社会福祉法改正により、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の考え方が示され、その趣旨を踏まえた体制の構築が求められています。この重層的支援体制整備事業については、後ほど改めてご説明いたします。

本市におきましても、市民、地域の団体や支援機関、行政、それぞれが役割分担を図りながら協力し、複雑化、複合化した課題を抱える方に寄り添い、課題の解決を目指していくことが重要と考えており、本計画では前計画の包括的支援体制の推進を継承し、すべての人が健やかに支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくりを目指します。加えて、持続可能性を考慮したものといたします。

なお、最後の段落にありますとおり、本計画では「いのち支える自殺対策計画」を分野別計画の一つとして位置づけております。

4ページをお開きください。ここでは、本計画の位置づけと法的根拠をお示ししております。

5ページの上の図でお示ししておりますとおり、本計画は本市のまちづくりの基本的な指針である茨木市総合計画に基づくもので、地域福祉、高齢者・介護保険、障害、自殺対策、健康・食育の5分野の計画を包含した保健福祉の分野における総合的な計画になります。

本計画は2編からなり、第1編を総合保健福祉計画、第2編を分野別計画としております。社会福祉法で地域福祉計画の位置づけとして規定されております横断的な体制整備は、第1編の総合保健福祉計画に含みます。分野別の個別計画の内容につきましては、それぞれの分野別の分科会でお示しをしております。

4ページの下、アスタリスクの印のところにお示しをしておりますが、茨木市総合計画は令和7年度から新しい計画の期間が始まります。令和6年度から始まる本計画とは開始期間が異なりますが、次期総合計画には本計画の内容を反映するようにいたします。令和8年度に本計画の中間見直しを行う際に、改めて総合計画との整合性について確認をするものといたします。

6ページをお開きください。小学校エリア、圏域についてお示しをしております。墨字資料1-2で、カラーでお示しをしておりますが、左の表にありますとおり、前計画で2から3の小学校区を1つのエリ

アとして14のエリア、2から3エリアを1圏域として5圏域を設定しました。

本計画では、エリア、圏域自体に変更はありませんが、エリア、圏域ごとを色分けしていった色の使い方を前計画から変更しております。これはどういうことかと申しますと、こどもに関連する分野、事業で、本計画と同じ圏域に分けて施策を進めておりますが、色の分け方が違っておりましたので、本計画ではこども分野で使用している色分けと同じ色分けをするということにいたしました。

7ページをご覧ください。7ページでは、計画の策定過程について、審議会、分科会で御審議をいただくこと、8ページでは、昨年10月に本計画を策定するに当たり実施しましたアンケートの実施概要をお示ししております。

9ページは、1月末頃に実施予定の本計画についてのパブリックコメントでの意見件数等について記載をする予定です。

10ページは、分野ごとの各計画の期間を表にまとめております。

11ページでは、SDGsの17のゴールと、そのうちの本計画に関連のあるものを掲載しております。

12ページの社会福祉協議会の位置づけにつきましては、現在、社会福祉協議会と内容の調整を図っておりますので、記載はしていません。次回の分科会で調整後の内容をお示ししたいと考えております。

13ページからの第2章ですが、まず本市の保健福祉を取り巻く状況を主に数値でお示しをする予定です。具体的には、次回の分科会でお示しをいたします。

14ページから16ページです。前計画の理念に基づき整備を進めてきました包括的支援体制のこれまでの整備状況をお示ししております。6つの基本目標に基づく取組状況、評価、課題につきましては、各分野別計画の中でお示しをし、ここでは理念に基づき整備を進めた3つの取組についてお示しをしています。

まず15ページ、(1)の相談支援体制の拡充についてです。先ほど6ページで説明をいたしました14エリアで、エリアごとに地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター、障害者相談支援センターを整備し、それぞれのエリアで専門職がチームとなって連携し、世代や分野に捉われない迅速、幅広い対応を行い支援につなげてまいりました。

(2)の地区保健福祉センターについては、5の圏域中4つの圏域に設置し、残る北圏域につきましても設置に向けた準備に努めております。

16ページ、(3)のネットワークの再構築につきましては、健康福

事務局（山本  
主幹）

祉セーフティネットを活用しながら、ネットワークの機能の整理、統合について検討しました。引き続き、それぞれのネットワークの役割を整理し、連携しながら整備を図る必要があるとしています。

17ページ、18ページは、前回の分科会でお示しをしました本計画の理念、基本目標についてお示しをしております。

前回から1つだけ変更点は、18ページの基本目標6のリード文の冒頭の部分です。社会保障の説明についての部分ですが、前回の健康医療分科会でアドバイスをいただき、文言を整理いたしまして、「社会保障、社会福祉、公的扶助、保健医療、公衆衛生からなる社会保障について…」というふうにいたしました。

第3節の包括的支援体制整備の推進以降につきましては、地域福祉課の山本より説明いたします。

19ページをお開きください。19ページから21ページでは、本計画の理念を実現するため、引き続き包括的支援体制を推進することを示しております。前計画で整備を進めてきました地区保健福祉センターの機能の充実を図り、世代や分野を問わない保健と福祉に関する相談や、地域づくりについて地域住民をバックアップし、解決等に向けて支援するとともに、多機関、多職種で協働し、地域での生活や活動など様々な取組をバックアップすることで、地域における共創というものを推進してまいります。

20ページをお開きください。こちらでは地区保健福祉センターの機能として、保健機能、専門相談支援機能、住民が主体となる予防と共生に向けた支援の3点を重視した取組を行うこと、また同ページの下段（2）でございますが、地域共生社会という理念を実現する仕組みである包括的支援体制を構築するために、その手段として重層的支援体制整備事業を実施することを記載しております。

重層的支援体制整備事業ですが、これまでの福祉制度というものは、障害、こども、高齢という分野や、生活上の困窮というリスクごとの制度設計を進めてまいりました。しかしながら、社会情勢や生活様式などの仕組みの変化によりまして、一つの事案での課題が複雑化、複合化しており、分野ごとでの対応が難しくなっております。つながりの希薄化や地域での担い手不足などの現状を踏まえ、分野による縦割りを超えて人と人とのつながりによる住民が主体的に地域づくりを進め、地域共生社会を実現していく手段の一つとして重層事業が社会福祉法106条4というものに位置づけられました。

これは、市が実施主体となって包括的相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援と、それらを円滑に進めていくための機能である多機関協働とアウトリーチ等を通じた継続的支援の5つを

一体的に実施していくものでございます。

墨字資料1-2、裏面の重層事業のイメージ図をご覧ください。包括的相談支援は、地域包括支援センターの運営、障害者相談支援事業、利用者支援事業、自立相談支援事業の4つが規定されております。これ以外に、保健師や人権などの各部署やCSW、民生・児童委員、福祉委員など、相談を受ける場面が多数想定されます。要支援者の特性などにかかわらず包括的に相談を受け、受け止めた相談のうち、複雑化、複合化したケースで支援機関が単独などによる解決が図りにくい場合、保健福祉センターが重層事業の中心的役割である多機関協働事業を担い、重層的支援会議、支援会議などを用いて課題の解きほぐしや支援機関の役割分担を図り、ケース解決への方向性を出していきます。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業では、複雑化、複合化の課題によって必要な支援が届いていない要支援者に支援を届けられることということが求められます。こちらには支援員を配置しまして、自ら支援につながる事が難しい方など、要支援者との関係性を構築して支援をしております。

参加支援事業では、要支援者の中には、地域や社会との関係が希薄になっていて、社会参加に向けた支援が必要な場合ということもございますので、こちらにも参加支援員を配置し、本人のニーズを支援者となり得る方に働きかけるとともに、住民同士の関係性を育む支援である地域づくり事業と連携した取組ができるように進めます。

地域づくり事業は、地域づくりに向けた支援として、地域介護予防活動支援事業と生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業、生活困窮支援等のための地域づくり事業が法令上規定されております。規定されているもの以外にも様々な活動が地域で展開されておりますので、それらを含め、地域における社会的孤立の発生や深刻化の防止ができるよう、住民同士が支え合う関係性を育むほか、住民の興味や関心などから地域の活性化につながる取組になることを目指します。

これまでの各分野で実施してきました既存事業が制度や予算などの制約などで、もう少し支援できたと感じられる部分があったと推測されますが、この重層事業で規定されている各事業が、相互に重なり合いながら一体的に実施することによりまして、協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性というものが広がり、本人に寄り添って伴走する体制が構築していくものと考えます。

なお、今年度は南圏域にて試行的に実施しておりますが、令和6年度より市域での事業実施を予定しております。



墨字資料1-1にお戻りください。22ページ、23ページをお開きいただきますと、基本目標に沿ってそれぞれの計画でどのような取組をするのかというのを示す図が入っております。空欄部分が多いですが、次回の分科会に中身を埋めてお示しいたします。

24ページ、25ページをお開きください。第4章としまして、計画の推進体制をお示ししております。

本計画は、年齢や特性にかかわらず、性別や国籍など、多様性を認め合いながら共に支え合い、助け合い、みんなが主役の地域共生のまちづくりを目指すものです。アンケート調査などで市民などの意見を聞く機会を設けるとともに、審議会や分科会で進行状況等の報告をし、ご意見、ご提案を賜りながらPDCAサイクルで進行管理を行ってまいります。

長くなりましたが、第1編の説明は以上でございます。

説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様、御意見、御質問等ございましたら挙手いただきたいと思います。いかがでしょうか。

太田委員、どうぞ。

はい。ちょっと資料が多くて全部読み込めてないんですが、ちょっと的外れなことを言っていたら申し訳ないですが、今の重層的支援体制整備事業の地域づくり事業というのをもう少し詳しく教えてほしいなと思ったんですが、これは何をするのか、何をしているのか。南圏域で今モデル的にやっているということですが、これは各圏域にこの事業が置かれるのか。例えば障害のほうで言うと、地域活動支援センター事業が障害の事業になりますけれども、これはⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型、1か所ずつというふうになっています。これで全圏域をどういうふうにかバーするのか、そのあたりのイメージを教えていただければと思います。

ありがとうございます。

何点かご質問がありましたので順次お答えいたします。まず地域づくり事業を詳しくというご意見があったかと思いますが、こちらにつきましては、南圏域で今やっている地域づくり事業がそのまま、例えば中央圏域、北圏域などにそのまま当てはめていくというものはございませんので、それぞれの地域にある資源というものがそれぞれ変わってくると思います。今おっしゃられたような地活のセンターや、それ以外の団体や企業、福祉委員会活動というものがそれぞれの地域で展開されておりますので、そういうところとつながりながら課題がある方について地域で見守る、フォローできる、支え合えるという体制をつくってまいりたいと思います。

中西会長

太田委員

事務局（山本主幹）

他市町村の事例ですが、本のリサイクルというもの、各商業施設や官公庁にリサイクルボックスというものを設け、そこで集まった本をひきこもりの方が出てこられて、そこで本のクリーニングをしたり、仕分けをしたりということで、居場所と中間的就労の場というところを設定しまして、そこでクリーニングから販売できるようにしたものをインターネット上で販売して利益を得ていくというような、地域の拠点をつくっている事例がございます。茨木市でそのまま当てはまるかどうかというところは、また検討していかなければなりませんけれども、そういった地域づくりというものは他市では進められております。

一方、南圏域でモデル実施はどのような状況かというご質問は、ひきこもりの支援をしておられる支援機関の方から相談がございましたので、まず個別の支援というところから、南保健福祉センターのフロアを使いましたボランティアカフェというものをつくってみました。

これはセンターが用意したというところではございませんでして、ボランティアを南圏域でやっておられる方というところが社会福祉協議会のボランティア登録しておられる団体さんにいらっしゃいましたので、その方にまず声をかけて、実施してみた。実際にその対象となった方、ひきこもりの方という方はお越しにならなかったんですけども、南圏域とは別のエリアからひきこもりで行ってみてもいいよという方がいらっしゃったので、参加があったということをお伺いしております。ひきこもりの方をカフェなどで、今はしておりませんがスタッフで活動していただく、それが社会に出ていくきっかけ、就労につながっていくようなことを南圏域では目指しておるところでございます。

地活センター事業につきましては、地活センターを必ず今の障害分野に限らず、例えば高齢者も受ける、こどもも受けるというものに機能を転換していくというところではございませんので、将来的に障害やこども分野というところを超えた形で地域で活性化につながるような、イベントにもなるかもしれないけれども、取組を進めていきたいと思っております。

中西会長

ありがとうございます。

ほかに委員のほうから。

高田委員、どうぞ。

高田委員

民生委員の高田です。

同じ地域づくりのところなんですけれども、茨木市でも地域のまちづくりの分で、いろいろなところで地域活動というのがすごくしんどくなってきて、活動している人たちの年齢がどんどん上がってきて、

中西会長	<p>自治会も活動をだんだんしなくなってきたりとか、茨木市で後援してもらっているいろいろなことができなくなっている中で、どういう形で地域の方がいろいろなところへお手伝いしに行くのかなというの、実際私も公民館運営をしてたりとかすると、公民館で地域の運動会をお手伝いしていただきって言うても、もうみんな年寄りでできません、自治会の方を見ると70代、80代の方たちが動いてはるところが、うちなんかはあったりするので、それを地域の方にとというのがちょっとしんどくなっているんじゃないかなっていうふうな思いがしたのと、どのようにしたら地域の活動がいろいろなところにお手伝いができるようになるのかなっていうのも、考えていかないといけないかなというふうに思いました。</p>
事務局（山本主幹）	<p>ありがとうございます。</p> <p>これに関しては、事務局のほうからお答えか何かありますでしょうか。どうでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。担い手不足というところでご意見を頂戴したかと思えます。確かに市としましても、各地域で担い手の不足というところは認識しております。この重層事業で地域で見守っていくところを私もご説明申し上げましたけれども、必ずしも困っている課題を抱えている方を地域で見てください、もう行政は知りませんよというスタンスではなくて、行政でも足りない部分、強いところ、弱いところというのがございますので、住民の方と一緒に考えさせていただきたいというようなスタンスでこの事業は進めていきたいというふうに思っております。</p>
中西会長	<p>ただ、担い手不足というところは、地域で頑張っておられる方はいろいろな役なり顔というのを持っておられますので、そこについてどういふ新しい担い手を開拓していくのかというところは、私どもも今後検討してまいる一つであるということは十分認識しております。</p>
多本委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>どこも今は担い手不足ということで、大変かと思えますけれども。ちょっと時間があれなんですけれども、ほかに、どうしてもという委員の方。</p> <p>多本委員、どうぞ。</p> <p>多本です。</p> <p>この中に学校とか教育機関というのはどこにも文言として入ってこないんですけども、福祉と教育は別というようなところもあるのかもしれないんですけど、自殺防止とかいじめ防止とか、そういうところから支援の必要な人もいると思うので、こどもだけじゃなくて親も。そういうところはどの辺に入ってくるんでしょうか。書くことはでき</p>

事務局（山本主幹）	<p>ない。ちらっとでも、この辺に学校とかが位置づけられるよみみたいなものがあると、こどもを持つ親としては安心かなと思うんですけども。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>墨字資料1-2の裏面のイメージ図のところ申しますと、一番右上の断らない相談支援というところに、例えばスクールソーシャルワーカーさんであるとか、教育委員会というところは入ってこようかとは思いますが。</p> <p>今、重層的支援体制整備事業を南圏域でしておりますけれども、別の圏域では、健康セーフティネット会議であるとか地域ケア会議というところに、学校長やスクールソーシャルワーカーというところが入ってきて、いろいろ協議させていただいているところでございますので、あえてこのイメージ図というところに入れるとすれば、そういった箇所に入れることができるかなというふうに思います。</p> <p>教育委員会とも今のところ協議しておるというところでございます。重層事業が来年から始まるに当たって、学校が絶対入ってくれる、入ってくれないというところは現時点では申し上げられませんが、学校側も重層をやるなら福祉は福祉、教育は教育という認識はございませんので、この辺は今後も協議はしていきたいというふうに思っております。</p>
多本委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>どうしても障害を持っているこどもとか、支援が必要なこどもというのはいるので、そのこどもたちをどう支援するかというところで、教育機関というのがちらっとでも出てくるとありがたいなと思えました。よろしくお願いします。</p>
中西会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>太田委員、どうぞ。</p>
太田委員	<p>すみません、説明していたら申し訳ないです。</p> <p>参加支援事業というのは、これは誰がやるんですか。</p>
事務局（山本主幹）	<p>参加支援事業についての実施者ということになりますけれども、こちらにつきましては、委託を考えております。市の直営ではなく委託というところがございますけれども、委託をどこにするかというところにつきましては、市の内部で今検討しておるというところでございます。具体名を上げることはできませんけれども、しかるべき機関、社会福祉法人になるのか、それ以外になるのかというのは定かではございませんけれども、何かしらの機関で担っていただきたいというふうに考えております。</p>

中西会長

ありがとうございます。

太田委員

もう一つだけ、すみません。

資料の18ページで、前回も出ていたかと思うんですが、基本目標4で、一人一人の権利が尊重される。ここでこどもから高齢者、障害者の全ての市民がお互いを理解し、尊重し合える意識の醸成に努めるといふふうにあるんですが、ちょっと気をつけないといけないかなと思うのは、障害者の立場で考えたときに、社会の理解がないために差別を受けている立場、その障害者に対して市民のことを理解しなさいといふふうに取り扱われる危険性もあるなど。一般の市民が、障害のある人ばかり特別扱いして俺らのほうが大変やといふようなふうにお互いを理解するといふふうには捉えられないように、気をつけたほうがいいのかなどは思いました。

以上です。

中西会長

ありがとうございます。

そうですね、権利に関しては非常に言葉遣いをナイーブにとらななきゃいけないこともありますので、またそのあたりご検討いただきたいと思っておりますけれども、お願いします。

すみません、よろしいですかね。次期総合保健福祉計画（素案）に関してこれでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、議題2ですね、「次期障害者計画・次期障害福祉計画、次期障害児福祉計画（素案）について」事務局から説明をお願いします。

まずは、議題2ですね、①「特に検討が必要な事項」についてです。時間配分としては、おおむね45分程度を考えておりますので、15時10分を目安に次の議題に移らせていただきますので、御協力のほうよろしくお願いします。

それでは、資料の説明をお願いしたいと思います。

事務局（佐原代理）

障害福祉課の佐原と申します。よろしくお願いいたします。

今回は、皆様に前期計画の評価と課題について協議をいただきました。今回は、将来にわたっての部分、次期計画についての検討をお願いしたいと思います。

資料2-1を御覧ください。墨字資料の41ページからとなります。

ここからが次期計画部分となります。41ページから46ページまでが策定に当たっての基本的な事項を、47ページから66ページまでが障害者計画、67ページから90ページまでが障害福祉計画、91ページから最後までが障害児福祉計画となっております。

今回はボリュームが多いので、特に検討が必要な事項とそれ以外、2つに議題を分けてそれぞれ御意見をいただきたいと考えております。

資料3を御覧ください。こちらに記載しております5つの項目が特に検討が必要な事項となります。順に御説明をさせていただきます。

まず1つ目、相談支援体制の充実でございます。次期計画では、持続可能な支援体制づくりを大きな目標として掲げており、自立支援協議会の取組の整理と効率化について御意見をいただきたいと考えております。

また、本市の計画相談支援の導入率が令和4年度末時点で、都道府県別では大阪府が最下位、その大阪府内においても下から2番目、導入率は全体で34%にとどまっております。この状況を踏まえ、今般、定量的な成果目標を設定しておりますので、導入率向上に向け御意見をいただきたいと考えております。

1つ目の部分に関しまして、参考資料として資料4、資料5をお配りしておりますので、御参照いただければと思います。

2つ目は、就労支援及び工賃向上についてでございます。本市では、令和5年度からかしのき園の役割を福祉的就労から一般就労支援へと転換を図りました。就労移行支援、就労定着支援の実施だけではなく、雇用する企業側への理解促進、また障害者の方々が働きやすい職場環境づくりに向けた取組、またその事業の中核的な役割を担うかしの木園の今後の在り方について御意見をいただければと考えております。

福祉的就労における工賃向上に向けた取組につきましては、本市では全国的にも珍しい就労促進事業を、市の委託として実施しております。共同受注窓口のより効果的な在り方について見直しを検討しております。御意見をお願いいたします。

続きまして、3つ目でございます。医療的ケア及び強度行動障害者支援についてでございます。本市では、医療的ケアが必要な方や強度行動障害者の方の日中の受け入れ先として、ともしび園、ハートフルにおいて生活介護を実施しております。今般、それらの対象となる方の市内事業所における受入れ状況を把握するため、生活介護、グループホーム、短期入所等、各事業者にアンケート調査を実施しました。その結果を資料6として取りまとめしておりますので御参照ください。

簡単ではございますが、結果の概要を御説明いたします。

まず、医療的ケア対象者についてでございます。1つ目、生活介護では一定受入れが進んでおりますが、グループホーム、短期入所については利用が進んでいない様子が見えたとのこと。

太田委員

どこを見ればいいですか。

事務局（佐原代理）

資料6に取りまとめということになるんですが、それを参照していただきながらということは非常に難しいと考えておりますので、ここは資料6の内容を抜粋して説明をしているんだというふうに御理解いただけたらと思います。

2つ目でございます。市立施設における生活介護。つまり、ともしび園とハートフルにおいて受け入れている対象者の割合は、全体の13%であったこと。この13%というのをどう評価するかによって、今後の施設の在り方にも様々な方向性があり得るものと考えております。

3つ目でございます。今後、いずれのサービス種別においても「現状維持」の回答が多かったものの、「受入れを拡充したい」という回答が一定数あったことが特徴的な状況でございます。

続きまして、強度行動障害者についてでございます。強度行動障害者につきましては、まず行動援護点数10点以上の方を対象者といたしました。

特徴といたしますと1つ目は、全体における割合は、本市サービス受給者全体の14%であったこと。その3分の2が男性であったこと。10代から40代が全体の4分の3を占めていたことでございます。

2つ目、住まいに関する状況につきましては、居宅が44%、グループホームが34%、施設入所支援が22%となっており、居住系サービスの利用率が高い状況がうかがえます。詳細につきましては、また後ほど資料6を御覧いただけたらと思っております。

これらの状況を踏まえて、医療的ケアや強度行動障害者支援に関する今後の方向性、また、ともしび園、ハートフルの今後の事業の在り方についても御意見をお願いいたします。

4つ目でございます。持続可能なサービス提供体制についてでございます。障害者の地域生活の持続可能性と制度やサービス提供基盤の持続可能性を両立するためには、適正な支給決定と事業所によるサービス提供、計画相談支援におけるインフォーマルサービスの活用など、障害者の日常生活と社会生活を支える様々な社会支援が最適な組み合わせで行われること、またサービス提供を行う人材の数と質が安定することが重要です。

人口減少、少子高齢化の進展に対し、給付費が伸び続けている状況や、サービス提供現場における慢性的な人手不足の状況を踏まえ、従来からのサービス利用者考慮の視点に加え、限りある貴重な資源であるサービス提供従業者にとっても働きやすい環境づくりを進めるこ

とが必要であり、これまで以上に広い視野と長期的な視点による検討が必要であると考えております。

将来にわたり持続可能な地域共生社会を実現するためには、これらの視点を踏まえた御意見をいただければと考えております。

5つ目は障害児分野となりますので、説明を代わらせていただきます。

事務局（井上課長）

障害福祉課の井上です。ただいまの説明に補足をさせていただきます。

今、説明のありました強度行動障害者の調査につきましては、事業者へのアンケート調査ではなく、障害福祉課で保持しているデータの分析調査です。医療的ケアについては事業者へのアンケート調査、強度行動障害者につきましてはデータ分析であるということで補足をさせていただきます。

また、強度行動障害者につきましては、行動援護点数10点以上という少し耳慣れない言葉があったかと思えます。こちらにつきましては、障害福祉サービスを使っていただくときに申請していただく障害支援区分調査実施時に、行動障害に当たる項目が点数化されております。その点数の累計が10点以上の方を強度行動障害者として計上させていただいており、茨木市独自の考え方ではなく国等も強度行動障害者というときには、この行動得点10点以上の方を指しているというのが現在の状況でございます。

事務局（濱田参事）

ここからは、発達支援課、濱田のほうから御説明申し上げます。

資料につきましては、資料の7でございます。

まず、先般の9月議会におきまして、茨木市立児童発達支援センター条例の一部改正につきまして、議会から改正内容の承認を得ましたので、その改正内容と支援を必要とする児童を取り巻く本市の体制や、今後の展開について御説明申し上げます。

以前の分科会でお示ししましたとおり、令和6年4月より児童福祉法の一部改正により、児童発達支援センターの機能強化が求められておりますことから、今回お配りさせていただいた資料を本市の取組として、今後施策を進めてまいります。

なお、現在本市には、福祉型のあけぼの学園と医療型の藍野療育園の2つの児童発達支援センターがございます。

では、資料7の内容について御説明いたします。

資料7の1枚目、支援が必要な子どもとその保護者のための発達支援体制についてです。法改正により、児童発達支援センターは、地域の中核的な役割を果たせるよう機能強化が求められていることは先ほど御説明させていただいたとおりですが、こちらの図は、児童発達支



援センターを中心とした障害児支援体制について本市での展開図となっております。

まず、法改正により地域の中核的役割を担う機関として、児童発達支援センターに求められる4つの機能が明確化されました。4つの機能とは、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②障害児通所支援事業所に対する助言援助機能、③インクルージョン推進の中核としての機能、④発達支援の入り口としての相談機能が示されております。

この4つの機能を果たす体制として、市域において特に中心的な役割を担う機関を内円に、その内円の機関と連携、協力関係にある機関を外円に配置した二重円の図となっております。

具体的には、本市児童発達支援センターあけぼの学園をはじめ、直営の児童発達支援事業所すくすく親子教室、民間の医療型児童発達支援センター藍野療育園、個別療育を委託するこども発達センター風、加えて東雲幼稚園跡地に検討中の養育施設も含め、既存の資源や取組を生かしながら4つの機能を強化、充実させていく予定でございます。

さらに、外円に配置した協力関係機関としまして、茨木市子ども育成部、その中でも現在建設中のおにクルや茨木市福祉部、障害児相談支援事業所、特別支援学校、就学前施設や小中学校、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施する障害児通所支援事業所等を外円に記載しております。これらの内側と外側の機関がお互いに連携することで、発達支援体制をさらに強化するという関係になっております。

では、続いて2枚目の資料、児童発達支援センターを中心とした地域の障害児支援体制の整備にあたってについて御説明いたします。

この表は、既存の施設がそれぞれ持つ機能について記載した図になります。二重丸のついた機能が特にその施設の持つ強みとなります。

先に申し上げました4つの機能を充実させる際に、本市では1つの機関に全ての機能を盛り込んだ中核拠点型ではなく、既存の支援体制を生かし、各機関が持つそれぞれの強みを発揮し連携して機能を充実させる、面的に整備することを考えております。

児童発達支援センターの中核的役割自体は以前よりお示しされていたことから、本市でも取組を進めており、既に一定の機能を保持しております。今後も各機関が連携を密にし、引き続き中核機能を充実させる取組を行ってまいりたいと考えております。

具体的に図を説明させていただきますと、1枚目の資料でお示した内園に入る機関の持つ機能を記載しております。特に各機関が持つ強みとして、児童発達支援センターあけぼの学園の毎日通園部門では、重度の知的発達障害児への支援などの取組から、4つの機能の①であ

る専門性に基づく発達支援・家族支援を。同センターの地域支援部門では、事業所交流会や市民向け研修会、ペアレントトレーニング等の取組から、②事業所への助言援助、③地域のインクルージョン推進、④発達支援の入り口としての相談機能を。すくすく親子教室では、親子広場等の取組から、④発達支援の入り口としての相談機能を。藍野療育園では、肢体不自由児や医療的ケア児等への取組から、①専門性に基づく発達支援・家族支援を充実させております。また、風では個別療育等の取組から、4つの機能全てをそれぞれ保持しているという内容になります。

これに加え、東雲幼稚園跡地では、支援を必要とするこどもが通う事業所、児童発達支援や放課後等デイサービスになるのですが、ほかに中核機能が充実する取組を実施し、各機関が連携することによりさらなる機能の充実を図ることとしております。

資料7の説明については以上でございます。

説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明、いろいろ複数にわたってありますけれども、資料3の重点的な検討が必要な事項についての御説明でした。

では、時間もありますので、委員の方々からの御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

太田委員、どうぞ。

1つは、強度行動障害についてというところで調査してもらっていますが、行動援護点数ですか、障害支援区分において行動関連項目の点数が10点以上というところが対象になるということなんですが、障害支援区分の認定調査をする際に、調査員がしっかり判断するということが非常に重要になるんですね。以前、障害程度区分だったのが障害支援区分に変わっているんですけど、障害程度区分だった頃は、そのときの障害のある人の状態、どういう行動障害があるとか、そのときの状態で判断していた。それが障害支援区分に変わって、その人に支援がない状態、今支援があってその人が安定している、でも支援がなくなったときにその人にいろいろな行動障害が出てくるとか、支援がない状態でしっかりと想定して、行動関連項目を判定していくというふうに今変わっているんですね。だから、ここで調査員がしっかりとこれを拾い上げないと、対象に上がってこないということになります。そのあたりですごく難しいんですけども、関係している事業所とか家族とかにもしっかりと情報を聞いて、そのあたりしっかりと拾ってってもらいたいなということを思いました。

関連して、行動援護が今国の報酬改定で、報酬を上げて進めていこうという方針が出ています。茨木市を含めて北摂地域では、移動支援

中西会長

太田委員

中西会長	<p>の制度が、身体介護ありなしを継続してやっていることで、行動援護があまり進んでいません。ただ、これを国の方針に沿っていくとすれば、行動援護をもっと取り組んでいく必要があるということになってきますので、そういった面でも事業所としても取り組む必要があると思っていますが、しっかりと障害支援区分の認定のところで行動関連のところを拾ってもらって、対象者として見てもらえたらというふうに思いました。</p>
事務局（佐原代理）	<p>ありがとうございます。</p> <p>このあたり、きちんと評価というのは、事務局としては何か御意見とかございますか。</p> <p>御意見ありがとうございます。認定調査につきましては、障害程度区分から障害支援区分へと変わって、その方ができるとき、できないとき、様々あろうかと思えますけれども、できないときを基準として判定を進めていくということが基本とされています。認定調査の事務につきましては、その方のサービスの支給量にも影響していくこととなりますので、引き続きしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。</p>
中西会長	<p>また、報酬改定についても御意見をいただきました。来年度、報酬改定が予定されており、国のほうで検討されているところでございます。その動向を注視しながら、しっかりと適切に対応してまいりたいと考えております。</p>
高田委員	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>そうしましたら、委員のほうから何かありますか。</p> <p>高田委員、お願いします。</p> <p>民生委員の高田です。</p> <p>資料7のところと8のところなんですけれども、福祉も兼ねていますので、福祉として子育てに関わっている中で、特に発達障害だとか多動のお子さんを持つてはるお母さんたちが疲れてはるんですね。保育所に入ったりだとか、あけぼのや藍野療育園とかそういうところとかに入ってしまうと、ある程度こどもからも手が離れた部分があって、少しほっとできる部分もあると思うんですけれども、それまでの小さいこどもさん、保育所に入るとか幼稚園に入るまでの0歳から3歳、4歳までの、何か施設に引かかるまでのお母さんたちは、ずっと子供を見ていないといけないんですね。</p> <p>うちにも来られるんですけども、ずっとしんどい、ずっとこどもを追いかけていけないとけなくて、やっぱりおうちでもその様子、お買い物に行ってもその様子なので、何かお母さんがほっとできる、少しこど</p>

もさんを預かっていただけてほっとできるような、それを広場に求めていいのかなと思ったりもするんです。広場にも関わったことがあるんですけども、広場はそんなにお部屋が広いところでもないし、やはりお母さんが行きはると、いっぱい動いたりなんかする子どもさんがいてると行きにくいんですね。だから何かしらお母さんが疲れてきたらほっとして、ちょっと子どもさんから離れたりとか、ほかの同じような障害を持っているお母さんと話しするとかっていうような、そういう保護者向けの支援みたいなのがここにあればいいかなって。この間からそういうお母さんたちに接することが多かったので、今これを見てふと思いました。

中西会長

ありがとうございます。

事務局のほう、何か。

事務局（濱田参事）

今の御指摘の部分、確かにおっしゃられるとおりでなと思いつつも、0から2歳、特にそうですね、本市においては1歳8か月健診で健診の結果、発達の関係であるとか、おっしゃられた多動の傾向であるとか、そういったお子さんをピックアップするというシステムは一応できておるんですけども、その後、先ほどちょっと名前も出てきました、中心的役割の一部を担います、すすく親子教室のほうでフォローしているという段階ではございますが、じゃあ全員が全員それができているのかというと、それはまさしく否であるというところでございます。

先に延ばすつもりはないのですが、今後、先ほどから名前も出ております東雲幼稚園跡地であるとか、そういうところで地域課題、さらにいろいろ洗い出しをするなりして、中心的役割を担っているところでそういった内容を話し合っ、特に保護者の部分ですね、レスパイトと言われるやつだと思うんですけど、もう少しできるような環境というのは、我々、整えていくことが必要ではあろうとは考えております。

事務局（中島課長）

ありがとうございます。保護者の方への支援というところなんですけど、今触れていただきましたつどいの広場でありますとか、そういうところでもお子様を預かっていただける場合もあります。あと、今度おにクルに移転しますこども支援センターでも一時預かりもしております。今いただいた意見もそちらのほうに伝えながら、どういうふうなことができるか考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

中西会長

ありがとうございます。

僕も前任校で、支援で、大学生に入ってもらってたくさんのお母さんに来てもらったんですけど、障害者もいるんですけど、いろいろなお

多本委員

母さんが疲れておられて、ちょっと子どもを見てもらって、その間お母さんは学習するとかいうのをやると、かなりのお母さんが来られたのを思い出しましたので、いい計画を立てている中で、みんなが孤立しないようなというのは考えていけたらなと思います。

ほかに御意見とかございますか。

多本委員、どうぞ。

多本です。

一番最初の障害児相談支援の利用率向上についてなんですが、資料4を結構細かく見させていただいて、実は私も高1のダウン症児を育てているんですけども、今までずっとセルフプランでした。相談支援に最近つながったんですけども、自分で動けてしまうし、自分で情報を取ってしまうので、相談支援の必要性をほとんど感じていなかったんですね。18歳以降、成人になったときにいろいろなサービスが変わっていくので、このあたりでつながっておこうと思ってつながったんですけども、そもそも相談支援という仕組みがあるということをお母さん、お父さんたちは知らなかったり、私もよく分からないですけど、基幹相談、委託相談、計画相談って相談とつくものがいっぱいあって、その違いも分からないし、もうちょっとシンプルにならへんかなというのが本音です。

他市だと、計画相談のあっせんを市がやっている、小さいお子さんで本当に右も左も分からないのに、ここ行ってねって言われても、多分1人では行けないし、動けないと思うんですね。なので、市がある程度、あなたの担当はここですよということをつないでいただかないと、まずつながらないと思いますし、そもそもどういう仕組みになっているのかということが利用者側が分からないですね。なので、来年度でもいいんですけども、相談支援についての講座みたいなものを一度やっていただいて、こういう仕組みになっていて、これを使うとこういうメリットがありますというふうなことを、我々親が知る必要があるなと思いました。

それと、専門員さんが増えないというところで、業務量に見合った報酬がないとか、事務負担がすごく重くて本来業務ができないということも書いてあったので、事務のところをもうちょっと軽減するために、例えば事務員を雇う補助金をつけるとか、事務のところ、あとは市とのやり取りの中でもうちょっと書類を減らすとか、そういうところをもっとやっていかないといけないのかなと思いましたし、あとモニタリングに関しても、うちなんかの場合、個人的なあれですけど、全然問題がない子どもなので、本当に電話1本でこんな状況ですよという、もしくは事業所に行ってちょっとお話しするだけで全然いいの

で、モニタリングに関しても支援がすごく必要な方はがっつりやるけれども、問題なくすつといているところは時間をかけずにさらっとやるとか、その辺、数をこなしていくためにもっともっと工夫が必要かなと思いました。

やっぱり市側も利用率を上げたいということであれば、劇的に質より量に転換していくということで、何かちょっと手放して大きく変えていかないと、これは上がらないなと思っています。

放課後等デイサービスの紹介する場というのが今行われていますけれども、相談支援事業所と利用者が出会うという場がないので、何かそういうものもあったらいいのかなと思いますし、もう圏域で分けているのであれば、もうバシッと、この圏域の人はここかここみたいな、本当に垣根は越えちゃだめぐらいの制約をつけるとか、何か今までと違ったことをやらないと利用率は多分上がらないのかなと思います。

相談支援がいいなと思うのは、学校に子どもが行ったときに、どうしても学校側が障害理解がなくて、すごく親御さんが苦勞しているケースがあるので、そこへ障害福祉の専門家として入り込んでもらって、親と一緒に、学校と一緒に子どものためにどうしたらいいかというところをもっともっと役割を果たしていただきたいと思うので、相談支援というのはすごくいいとは思っているので、そういうところで活用していくということで、親御さんにもそのメリットというのを知ってもらいたいし、知るための場をつくってほしいと思います。

以上です。

はい、ありがとうございます。

事務局のほうから何か御意見とかございますか。

発達支援課、中島です。

おっしゃるように担い手の少なさが今はあって、セルフプランが全国的にも、特に障害児通所支援を利用するときが多い現状がございます。本市でも同様です。

その中で、セルフプランを作成いただく案内には、障害児相談支援を利用して、計画を作成するというふうな方法もありますよということをお伝えはするんですけども、お伝えし切れていないという現状があるのも事実でございます。

今、教えていただきました相談支援の講座をしてはどうかということや、出会う場をつくってはどうかというふうなところですけども、確かに基幹相談支援があって、障害児相談支援センターがあって、計画相談があって、障害児相談支援があってと、いろいろなややこしさがある中で、例えば市の中でもなかなか使い分けが難しいというか、市の職員もこういうつもりでしゃべっているけれども、相手は違う捉

中西会長

事務局（中島課長）

中西会長

え方をしているということも、法律に沿った名称ではあるんですが、そういう混乱も生じがちではあります。いろいろな相談機関と連携しながらにはなると思いますが、何とかもう少し周知をするような方法を模索していければと思っております。ありがとうございます。

大川委員

ほかに御意見ないですか。

大川委員、お願いします。

大川です。

私のほうも相談支援体制のことについてなんですけれども、うちは幸いというか、保育園のときぐらいからずっと相談支援員さんにもついでにいただいているんですけども、正直、小さい頃はサービスも自分で探してつながって、今までできていたんですけども、今支援学校の高等2年生なんですけども、この先、就労とか私たちがいなくなった後のこととかを考えると、相談支援員さんの必要性というのは感じているんですけども、相談支援員さんがついてくださって今に至る10年ちょっとの間に、相談員さんがころころ代わられたんですね。事業所の都合とか、担い手のところの話にもなると思うんですけども、そのたびに1からまた聞き取り調査みたいな感じで幼少期のことからお話しして、この方は信頼できる人やと思っても、次のモニタリングのときに退職されました、また新しい人ですってということで、もう何人も代わられて、息子はその相談員さんのことを認識しているかどうかは分からないんですけども、今後、親が亡くなった後とかに頼れる人というのは、今家族で中心に動いているのは私なんですけども、もし私がどうにかなったときに、主人が頼れる先とかになったときに、この方ですって言える人が正直いなくて、相談員体制の充実とか、担い手とか、予算のこととかいろいろあると思うんですけども、相談員さんがついているとはいえ不安ですし、先ほど多本さんのほうは、質より量を増やすということでおっしゃっていたと思うんですけども、質のほうも充実したものにさせていただかないと、この先、障害を持つ子どもを持つ親として不安だなということは感じています。

以上です。

中西会長

はい、ありがとうございます。

先にどうしましょう、宮林委員、先に行きましょうか。お願いします。

宮林委員

私は大人のほうの相談支援の件ですが、仕組みが本当に複雑で、この資料を今回もたくさん読ませていただいたんですけど、理解ができないところがありました。今多本さんおっしゃったこと、そのものが大人の分野でも同じことだと思っています。

私が気になるのは、計画相談の件なんですけれども、どこの相談事

業所でも計画相談は乗ってくれて、計画書はつくってくれるというのは分かったんですけども、その前にまず自分は障害者というふうな認定を受けるときに、市役所のほうで、昔は程度区分と言っていたんですが、今は障害支援区分ですか、区分の認定を受けて、それでどんなサービスがあるかとか、必要かどうかというところ辺につなげていくんだと思うんですね。認定を受けた段階で、この人はどういうところに計画相談事業所があつてとかいう説明をしてもらって、そこからつないだりとかするようにしていけば、効率が上がるのかなという気がするんですね。一旦聞いたけど、おうちへ帰ったらもう面倒くさいみたいなことになっちゃって、よっぽど変わってからでないと、また次立ち上がることができないというか、そういう部分もあると思うんです。

だから、そういう福祉サービスが必要だと思った段階でというか、すぐに計画相談に入れるような道筋というのは、市のほうである程度線は引いておいたほうがスムーズにいくし、それから、ある事業所ばっかりに仕事が偏るんじゃなくて、どこの事業所でもいいと言われたら困るので、あなただったらこういうところがいいですよみたいな、言ったらいかんのかもしれないですけど、なるべく仕事を均等に分けていくということもできないのかなというふうには思います。その辺をうまく調整していくのが基幹相談支援センターの仕事でもあるのではないかなというふうな気はするんです。

昔は、こういう話って障害福祉課とよくしたものなんですけれども、今は相談については総合支援課かな、名前も分かっていないんですけど、役所の名称もはっきり分かっていない、昔人間ですのでなかなか新しいことについて行けないんですけど、なんとなく何の相談でも受けますよみたいな大きな風呂敷を広げてくれてはるのはいいんですけども、障害のこと、例えば視覚障害のことについて言っても全然通じなかったりしそうな気がするというか、だから最初からその窓口には私は行かないという、そういうことをどうしてもしちやっているところがあるので、これからの人はちゃんと線を引いとけば、専門の支援が必要な人には専門の支援のあるところとか、上手に交通整理をする場所が要るのではないかなというふうには思ったりするんですけど、いかがでしょうか。

中西会長

ありがとうございます。

そうですね、支援体制の充実とともに、基本目標6の持続可能なサービス体制とも絡むかなと思って聞いていたんですけども、事務局側から御回答はありますでしょうか。



事務局（刈込G  
長）

障害福祉課の刈込です。

福祉総合相談課でいろいろな福祉に関する相談を総合的に聞いているんですが、今現状で言うと、障害福祉サービスを使いたいんですけどというような場合は、直接障害福祉課で受けさせていただいております。新規で障害福祉サービスを使いたいですというふうになった場合については、基本的に計画相談どうですかというお話を最初の導入面談のときにさせていただいて、必要によっては相談支援事業所、特に新しく開設した事業所とかで、まだ空きがあるようなところは何件か連絡とかを入れさせていただいて、御本人さんも計画相談を入れまじょうかというお話であれば、紹介して調整させていただいていますし、本人さんに同意を取らせてもらった上で、導入面談のときにお話を聞いた内容を何回もしてもらおうのって申し訳ないので、その情報は必要に応じて計画相談支援事業所に提供して、計画相談に新規から入っていただくような形になっています。

ただ、データでもあるとおり、計画相談の導入率が30%ちょっとというような状況ですので、なかなか受けるのが難しいであったりとか、そういう場合は一旦、委託の相談支援事業所に関わってもらったりであるとか、一旦は計画相談のほうに申し込んで予約で待ってもらおうという形であるとか、そういうふうな形をとっているというような対応でさせていただいております。

中西会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうかね。  
どうぞ。

事務局（井上  
課長）

人材確保のお話も御質問としてあったかと思えます。計画もいろいろなところに散らばっていて恐縮ですが、例えば墨字で51ページには、お話の中に出てきた計画相談支援利用のあっせん調整の仕組みの改善について、今、刈込がお話をさせていただいたような内容を記載しています。事務の効率化、これも指摘があったと思えます。サービス申請時の資料の量など検討ができないのかといったご意見もございましたが、こういったことも含め取り組んでまいりたいということを計画上にも記載させていただいています。

一方で、従業者が辞めてしまうという課題に関しては、これも大阪府の調査等の資料でも、やはり相談支援専門員が事業所の中でなかなかフォローを受けられないというような現状が見受けられます。相談支援事業所1か所あたりの相談支援専門員は少ないので、なかなか従業者同士でフォローがしにくい、結局負担が大きくなってしんどくなってしまおうというようなことが起こりがちなことが、課題だと認識しております。障害福祉課と基幹相談が連携をしながら、相談支援専門員さんの学びの場や、事例検討の場を設けたり、相談支援専門員が研

事務局（中島  
課長）

修を大阪府で受けられる際の実習（インターバル）で市町村に来られるのとき実際に計画を支給決定のときに拝見する専門職が対応させていただいたり、事業所訪問させていただいたりといったバックアップを、今やりかけているというような状況でございます。

すみません、大川委員に発言いただきまして、ありがとうございます。相談支援専門員がなかなか安定しないというか、担当者が次々と変更になる状況は大きな問題かなと思います。お子さんも大人になっていくというところもありますので、そういうようなつながりも含めた相談支援体制の安定性については、課題と認識して今後も検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

中西課長

ありがとうございます。

宮林委員

宮林委員、どうぞ。

相談支援体制なんですけども、資料とかいろいろなものを見ても、ほとんど法律で決まったこと、用語で書いてあるのは、これは行政の仕事なので仕方がないと思うんですけど、市民向けの説明するときには、もうちょっと簡単ですぐ分かるように。私なんか相談支援センターと言ったら、そこには全部相談員さんがいると思っちゃうんですね。ほかの仕事はなくて、そこは相談専門の機関なんだというイメージをどうしても思うので、1事業所に1人ぐらいしか相談員さんがいないなんて、それで相談支援センターなのかと正直思ってしまうんですね。だから、相談専門のところに相談員が1人ぐらいしかいないというのはあり得ないかと。一般的に言えばね、相談支援センターという名前をつけてるんだったら、いろいろな専門家、いろいろな相談に乗れるような、それこそ弁護士事務所のように、いろいろな相談に乗れる相談専門員が配置されているものだという、勝手なイメージなのかもしれないけど、そう思っちゃうんですね。

だから、1人で仕事がきつくて離職率がすごく高いというふうに言われているのは、圧倒的に人数が少ないんだろうなというふうには思うんですが、それをフォローしていくというか、今回ですかね、相談員を入れたところには補助金が出るという制度をつくったとか、前回のときに聞いたと思うんですけども、そういうのをもう少し活用するとか、もっと金額を上げるとか、定着するような仕組みをつくるとか、相談員さんばかりの会議とかネットワークとか、そういうのをもう少し定例的にできるものだったらしたらいいと思うんですけど、そういうフォローする仕組みが要るんじゃないかなというふうには思いました。

それと、福祉サービスを提供する人材、ヘルパーさんであるとか介護員とか、そういう人たちも同じように人材が不足しているので、サ

ービスが十分にできないような実態もあって、とにかく今は人手不足というのを言われているので、人手不足をいかに解消するかというところ辺を、もう少し具体的にこういう方法はどうか、ああいう方法はどうかというものを、ある程度行政のほうも提示してほしいなというふうに思います。この点について議論してくださいと言われても、何か難しいなと思うばかりなので、もう少し何か例示、いいところ、他市の状況とかも含めて、何か1つ例を挙げてもらって、考えるための参考になるような情報も欲しいなというふうに思いました。

以上です。

中西会長

ありがとうございます。

事務局（井上課長）

宮林委員の意見に対して、何か事務局側からございますか。障害福祉課の井上です。

補助金に関しましては、今お申込みいただいている事業所もあるということでございますので、この補助金の活用を促進してまいりたいということでございます。

また、宮林委員からご指摘のあった、相談以外の人材をどう確保していくのかという御指摘がございました。この点につきましては、墨字資料で基本目標6の施策2のところに記載をさせていただいています。幾つか取組を記載させていただいていますが、人材不足は全国共通の課題でございます。前回の分科会でも例示させていただきましたが、国でも実態調査をした上で、利用者からのハラスメントを受けた事業所の従業者の方が非常に多いという結果も踏まえて、国で報告書をつくり、従業者向け、事業所の経営者向けの研修動画をつくったり、マニュアルをつくったりという取組を国で行っています。そういった国のツールも使いながら市でも取り組みたいということと、主には事業者自身が従業者の労働環境を適切に整えていくことを促進することが非常に重要だと考えております。

これは冒頭のほうでも説明させていただいたとおり、本計画は、どちらかという制度を利用される方の視点のみでつくってきたようなところもありましたが、今回の計画ではサービス提供を行う事業者の人手不足が深刻だということを踏まえて、サービスを担っている「労働者」の視点で働きやすい環境についての記述が必要と考えています。

市の取組として、適切な労働環境を整えていくという意味では、定期的な実地指導が非常に重要な役割を担っていると考えます。それだけではなく、先ほどの人材の定着にあたって、人材育成は非常に大事ですので、市の自立支援協議会や地域生活支援拠点の取組の中で、あるいは地域の団体とも連携をとりながら、事業者、従業者の方にとって必要な研修の実施や、事務の効率化をどうやって進めていくか検

討しながら、従業者の方の負担を軽減していくというのが自治体としての取組になっていくのではないかと思います。

サービスの報酬のこととなりますと、先ほど太田委員からも報酬改定の協議が国で進んでいる旨のお話もありましたが、根本的なサービスに関する経費をどう賄うか、その報酬をどう考えるかというのは、やはり国が大本になっています。市町村でできることは非常に限られてはきますが、自治体としての取組として、今挙げたことなどを基本目標6の施策として記載しております。

中西課長

ありがとうございました。

続いて、「①以外の案件」に進ませていただきます。そこでまた質疑を受けたいと思います。

では、「①以外の案件」について、お願いします。

事務局（刈込係長）

障害福祉課の刈込と申します。よろしくお願ひいたします。

障害福祉課からは、議題（2）の②「①以外の案件」につきまして、まず障害者計画の中から、今回変更点の多い持続可能なネットワークづくり、余暇活動を通じた社会参加の促進、合理的配慮の推進、情報アクセシビリティの向上という4つの項目について説明いたします。

1つ目、持続可能なネットワークづくりについて御説明いたします。墨字資料47ページを御覧ください。下から5行目になります。

④持続可能なネットワーク体制の再編の項目を御覧ください。我が国は、平成20年、15年前をピークに総人口が減少に転じて、本市においても近い将来、人口が減少に転じることが見込まれています。人口減少社会が進行する中においても、多様な担い手の参画を促し、限りある人的資源で地域共生社会を持続可能なものとする必要があります。

一方、障害者の生活課題は、自身の障害にとどまらず、育児、介護、生活困窮、ひきこもり、虐待の原因などの多くの課題が複雑に絡み合っており、多様化しています。

本市では、これまでから関係機関、地域住民、障害当事者等との協働による様々なネットワークを構築、運営してきましたが、活動が充実する一方で、その担い手となる関係機関等の負担は増しています。

今後は既存のネットワークを土台とし、国が創設した新たな手法である重層的支援体制整備事業を踏まえて、狭間のない体制を維持しつつ、相談支援体制及び自立支援協議会等、地域づくりの取組の整理や効率化を行い、持続可能なネットワーク体制の再編に努めます。

2つ目、余暇活動を通じた社会参加の促進について説明いたします。墨字資料56ページを御覧ください。

余暇活動の充実は、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者自身

の生活と社会を豊かなものとしします。障害者の多様なニーズを踏まえ、文化芸術活動や健康づくり、スポーツ分野など、様々な社会参加の機会の創出や促進に努め、生き生きと健やかに楽しみ、活動できる地域づくりを目指します。

余暇活動を通じた社会参加の促進については、今まで余暇でまとめていた項目を改めて障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、スポーツ基本法等、法令による性質を踏まえ、本計画から1つ目として文化芸術、2つ目として運動とスポーツ、3つ目としてそれ以外の様々な余暇活動等という3つの項目に整理、分類いたしました。

3つ目、合理的配慮の推進について説明いたします。墨字資料58ページを御覧ください。

差別のないまちづくりの推進に向け、引き続き、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例の周知、啓発に取り組む必要があります。とりわけ、福祉事業者、医療機関等も含む事業者に関しては、令和3年の障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から障害者への合理的配慮の提供が義務化されたことから、一層啓発に取り組む必要があります。茨木市障害者差別解消支援協議会の活動等を通じ、地域や各機関の課題や取組の共有、情報発信、個別の相談事案から地域の全体の対応力の向上を図る等、障害者への差別が起こらない地域となるよう取組が必要です。

4つ目、情報アクセシビリティの向上について説明いたします。墨字資料61ページを御覧ください。

障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、つまり情報アクセシビリティの向上が不可欠です。今後、市ホームページ等への誘導やコンテンツの充実により、行政情報へのアクセシビリティの向上を図るとともに、アプリケーション「いばライフ」やSNS等を活用した障害者の暮らしに係る情報の発信等を通じ、障害者によるICT活用の促進に努めます。

また、ICTを活用していない、または活用が困難な障害者への配慮を行い、デジタルデバイドの解消に努めます。

以上、障害者計画の中から、持続可能なネットワークづくり、余暇等を通じた社会参加の促進、合理的配慮の推進、情報アクセシビリティの向上という4つの項目について説明いたしました。

次に、障害福祉計画について、成果目標の設定、活動指標の設定、活動指標における項目追加という3つについて説明いたします。

墨字資料67ページの障害福祉計画を御覧ください。

1つ目、成果指標の設定について説明いたします。障害福祉計画の成果目標の設定は、障害者総合支援法に基づく国の障害福祉サービス

等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針、及び大阪府の第7期市町村障害福祉計画及び第3期市町村障害児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方を踏まえた上で、本市の茨木市総合保健福祉計画の理念にのっとり、本市の実情を勘案して、令和8年度、2026年度末を目標年度とする数値目標を設定しています。

2つ目、活動指標の設定について説明いたします。墨字資料75ページ以降を御覧ください。

活動指標の設定については、各サービス共通して、原則令和2年度から令和4年度までの3カ年の利用実績の伸び率の平均という客観的尺度を用いて、令和5年度から令和8年度までの利用状況の推移を設定しています。

3つ目、活動指標における項目追加についてです。市内定員数という項目の設定について説明いたします。80ページ及び81ページを御覧ください。

本計画から、生活介護や就労継続支援A型、就労継続支援B型などの日中活動系のサービス、あるいはグループホームなどの居住系サービスについて、市内における社会資源の充足状況が把握しやすくなるよう新たに市内定員数の設定を行っております。

以上、障害福祉計画について、成果目標の設定、活動指標の設定、活動指標における項目追加という3つについて説明いたしました。

以上で障害福祉課からの説明を終わります。

事務局（角谷主幹）

続きまして、発達支援課から御説明を申し上げます。発達支援課の角谷と申します。よろしくお願ひいたします。

発達支援課からは、議題2の②「①以外の案件」につきまして、障害者計画の中から障害児に関わる項目として、早期療育の充実、小中学校における合理的配慮の充実という2つの項目について説明いたします。

1つ目の早期療育の充実について説明いたします。墨字資料52ページを御覧ください。

障害児通所支援のきっかけは、保護者自身の気づきが多いことから、その気づきを早期療育につなげるため、乳幼児健康診査や相談支援体制を充実させる必要があります。そのため、公立の児童発達支援事業所すくすく親子教室が発達支援の入り口としての相談機能を担い、児童発達支援センターや地域の事業所と連携しながら早期療育体制の充実を図ります。

2つ目の小中学校の合理的配慮の充実について説明いたします。墨字資料54ページを御覧ください。

障害の有無にかかわらず共に学び共に育つ教育のためには、障害の

ある児童生徒が合理的配慮を受けながら適切な指導や支援を受けられる環境づくりが必要です。そのため、保護者や本人との協議に基づき具体的な配慮を記載した個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成や教育委員会から派遣する合理的配慮指導員等の活用により、合理的配慮の充実に努めます。

次に、障害児福祉計画の成果目標の設定、活動指標の設定について説明いたします。墨字資料91ページを御覧ください。

成果目標の設定について説明いたします。障害児福祉計画の成果目標の設定は、障害福祉計画と同様に児童福祉法に基づく国の指針及び大阪府の基本的な考え方を踏まえた上で、本市の茨木市総合保健福祉計画の理念にのっとり、本市の実情を勘案して令和8年度、2026年度末を目標とする数値目標を設定しています。

活動指標の設定について説明いたします。墨字資料93ページ以降を御覧ください。

活動指標の設定について、障害児通所支援、障害児相談支援については、過去の支給経験者の伸び率の平均に人口の動態を考慮して、令和6年度から令和8年度までの支給決定者数の推移を設定しています。そのほかのサービスについては、過去の利用状況から令和6年度から令和8年度の利用状況を見込んでおります。

また、本計画から障害児相談支援の充実として、令和8年度までに障害児通所支援と障害福祉サービスを併用している人には、障害児相談支援を提供できる体制となるよう活動指標を設定しています。

以上で発達支援課からの説明を終わります。

中西会長

そうしましたら、①以外の案件を説明いただきましたけれども、委員の方々から御質問とか御意見とかがございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

宮林委員、どうぞ。

宮林委員

情報アクセシビリティのことなんですけれども、これからのデジタル化に向けて、市のほうではいろいろな形での情報提供をされるということが書いてあるんですけれども、支援するほうじゃなくて、私たちそれを受け取る側のことをもう少し具体的に書いてほしいなというふうに思います。

デジタルを利用するのが困難な人とか、特に私が視覚障害者なので、自分のことにもなるのかもしれないんですけど、SNSとかも使いたいという気持ちはすごくあるんですけれども、その辺でSNSを使える人と使えない人の格差がすごい今の世の中にあると思うんです。市の情報は、例えば音声とか点字広報とかは読めるんですけども、細かいところは広報紙にはいつも「どこどこのホームページから」とか、そ

ういう記載が必ずあるんです。その記載を読むたびにいつも、うっとくるんですね。私はここまでやって、思わないといけないというのがすごくつらい。

特に私たち視覚障害者は、例えばスマートフォンを持っている人は何人かいるんですけども、その活用が十分できない。今、できるのは電話とLINEぐらいかなという感じがするんですけど、しにくい人は点字とか音声とかでいいのかっていったら、私はそうは思わない。じゃあ、どういうふうにしたら視覚に障害のある人もデジタル機器を利用できるようになるのかっていうところ、もうちょっと具体的に考えていただきたいし、個別指導、私が望むのは、人によってできることと、できないことは違うし、機器によってできること、できないことも違うだろうし、個別の専門的指導というのかな、そういう機会が与えられるような仕組みとか、制度とか、構築していかないと、幾らどんどん発信されても、受け取るほうを受け取れなかったら情報取得とは言えないと思うので、そちらのほうをもうちょっと。書いてあるのは書いてある、例えば点訳、音訳ボランティアとか、そういうことは書いてあるけど、今まで過去の時代はそれで済んだんですけど、今やそれこそデジタル機器に詳しい人を養成しないと、なかなか今の時代にはついていけないんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

中西会長

よろしいですかね。ICTを含めて。

事務局（牧原課長）

質問にお答えさせていただきます。DX推進チームの牧原と申します。

ICTを例えば、視覚障害の方に使っていただくに当たっては、なかなかハードウェア的に難しいところがあります。最新の情報ですが、スマホとかタブレットの上で点字を表現するような技術的な研究も進んでいるというふうに伺っております。なかなか実用に至るまでには、まだもう少し時間がかかるのかなと思いますが、そういったところにつきまして、市のほうで何かできるということではございませんので、計画の中でどうこうというのは難しいと思います。

あと、現実的な今、市のほうで行っております取組としましては、スマホ相談ということで、スマホを持っていらっしゃるけれども、いろいろな機能がありますが使いこなすことが難しいというような方に市役所のほうに来ていただいて、熟練したスタッフのほうが使い方の説明をさせていただくという取組をしております。

その点につきましても、視覚障害の方にどういうふうに使っていただくのかというところは、やはり機能の制約がございますので難しい



中西会長	<p>ところはありますが、そういったところも今後、障害者の方にもスマホを広く使っていただけるような取組は、引き続き取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p>
宮林委員	<p>もう少しこの文章の中で、そういうことをやっていくというようなことは書けないものですか。</p>
事務局（井上課長）	<p>障害福祉課です。今委員がおっしゃったのは、ICT技術に関することは難しいですが、先ほど例で出てきたスマホ相談会のことなども文章の中に反映できないか、という御意見ということでしょうか。</p>
宮林委員	<p>はい。</p>
事務局（井上課長）	<p>承知いたしました。御意見受け承って、この記載内容について検討させていただきます。</p> <p>私どもとしても、実際視覚障害者の方や、ほかの障害種別の方がどこで困られるのかということが個別具体的に把握できていないというようなこともございまして、例えば先ほどのスマホ相談会の中で「こういうところに困っている」ということをお伝えいただいたら、その内容をDX部局と障害福祉部局でも共有ができますし、窓口でいろいろなお声をいただいたら、お困りごとの内容や、既存のアプリケーションの使いづらさや、逆に今、こういうアプリケーションがあるんだというようなことを、私どもも情報収集ができますし、取組としてできることもあろうかと思っておりますので、その辺、またお声を聞かせていただければと存じます。</p>
宮林委員	<p>そしたら、DX課に行ったらいいんですか、スマホ相談というのは。</p>
事務局（牧原課長）	<p>現在、行っておりますスマホ相談は、毎週月曜日に市役所南館1階のロビーで9時から5時まで開催しております。空きがありましたら随時お受けはできるんですけども、御利用者が多くいらっしゃるので、御予約をいただく形になっております。また、連絡先等は後ほどお伝えさせていただきます。</p>
宮林委員	<p>ありがとうございます。そうしたら、その両方になるかもしれないので、相談をしたいと思えます。ありがとうございます。</p>
中西会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>スマホとかアプリケーションになるので、結局どんな機能が出るかというのは、世界中にいろいろな国があるので、それを把握するのは、いろいろなところがあるんですけど、それを努めて、接点がなかなかない人もいます。</p>

竹岡委員

では、ほかに委員の方。

はい、竹岡委員どうぞ。

すみません、1つ前に戻ってしまうかもしれないんですけども、先ほどから皆さんがおっしゃってくださっていることとかが、本当に家族が障害を持つと身に染みて分かるというか、相談支援1つとっても、資料4の事業所さんがいろいろ御意見書かれているところが、すごく本当にそうだなと思うんですけど、例えば障害福祉課との連携不足で相談支援専門員のモチベーションが下がるというところとか、聞きに行っても結局市役所にもう一回聞かないといけないようなこととか、これからだと思うんですけど、1回で済むように、障害を持つ当人も家族も、健常者ではない分、いろいろなことに手間がかかってしまうので、そこをスムーズに行きたいなと思うと、オンラインモニタリングや訪問によるアンケートとか書かれているんですけど、そういうことで、例えば相談支援に私も行ったときにお二人とも外出していらっしやらないってなったら、次向こうから電話かかってくるんですけど、自分は仕事をしているので途中で電話がかかってくることも出られなかったりして、何回もそういうやり取りとかになるので、そしたらアンケートフォームや問い合わせフォームだったり、公式LINEとかをつくってしまって、さっきから多本さんとかもおっしゃっていた、本当に複雑で、この相談はどっちとかがこちらからしたら本当に分からないので、例えば広報いばらきで、毎回一番後ろのページには障害者の方の相談はことここで、QRコードがあつてとか、何月号の何ページとかじゃなくて、毎回障害者の方の相談とかの窓口は広報いばらきの後ろを見れば分かるよって、周りの方とかも、茨木市の障害のある人もない人もっていう条例を設けたというのを言っているだけあって、茨木市はすごいなって、多本さんもさっきおっしゃった。もうここで、ほかの市よりも茨木市やっぱりすごいよねっていうか、さっきの大阪府とかの報酬とかは分かるんですけど、茨木市独自で、茨木市だったら障害の事業所があつて働きたいって、ほかの市からも働きたいという人材も来たり、また利用する人からも、高槻市より全然いいわとかっていう声が出てくるぐらいでないと、せっかくこうやって条例を掲げていても、大阪府はこうやからとかそれだけにとどまったり、思い切ったことをしてくださっているんでしょうけど、例えば皆さん事業所さんがこうやって書いてくださっている意見を、具体的にZoomであつたりとか、毎月相談Zoomが何日に絶対ありますみたいなのをやっていくとか、さっき実地指導っておっしゃいましたが、私も働いていたときは、やっぱり業務の簡素化というのを本当にどうにかならんのかと思って

いたので、そういうところもモニタリングの理解の対応の報酬を業務量に見合った収入にするとか、皆さんこうやって書かれていると思うんですけど、そういう現場の声を実際こういうふうにしましょうみたいなところの落とし込みの会議というのは、また事業所連絡会だったりとかになるんですかね。

実際、現場が困っているようなこととか、さっき井上課長がおっしゃってくださったような、利用者さんの本当に現場の声というのがもうちょっと確実に入っていかないと、せっかく市がやってくださっていることと、現場の声が近くなっていけばいいのになというのが、せっかくいいことをしてくださろうとしているのに、事業者さんとかが一生懸命やっていることも、現場とちょっと合っていないところが、これからなんでしょうけど、そこはさっきおっしゃってくださった、ここにもまた意見で書いていますけど、ほかの市の状況とかも聞き取って、私も周りでよく聞いたりするんですけど、やっぱり茨木市は計画案の提出から受給者証発行まで時間がかかり過ぎるとか、一々予約をしないといけないとか、そういうのもあったりするので、細かい茨木市でできるようなことを、今の現場の困っていることを、一個一個でもいいから変わっていくと、もうちょっと、またそういう案をこうやって出してくれはることを、さっき井上さんがおっしゃってくださった、やっぱり上げていくと、ちゃんと1個ずつでも変わってきたなみたいな、そういうのが欲しいなというのはあります。

中西会長

ありがとうございます。

今のことにに関して。

事務局（井上課長）

すみません、議題として次の議題に移らせていただいているので、山口委員の意見を聞かせていただいてよろしいですか。

中西会長

では、山口委員、どうぞ。

山口委員

すみません、山口です。

先ほどから、私もさっきの議題のほうになっちゃうんですけども、相談支援のことについて、皆さんいろいろ御意見いただいてありがとうございます。私も相談支援事業所をやっている相談支援専門員の1人として、何を言わせてもらおうかなというものがすごくたくさんあり過ぎて、ちょっと分からなくなっているところもあるんですけども、先ほど障害児相談支援のところ、相談支援というものがあるということを知らない親御さんが多いということで、多本委員がおっしゃってくれたんですかね、周知みたいなことをされてはどうかということで、私もその辺はすごく考えていて、やっぱり周知しないと知られないですし、導入率も上がっていかないと逆に知られないです

し、両輪の取組が要るのかなというところでは、私も公式の場面ではないんですけど、相談支援の説明をしたりという機会がちょくちょくあって、どうしたら分かりやすく伝わるかなみたいな、パワーポイントでいつもらめっこしてやるんですけど、何かもし御協力できることがあれば、させていただけるかなというふうにも思いました。

事業所の現状として、やっぱり人が辞めていくというところと言うと、うちの事業所の話にもなるんですけども、採用して2か月で辞めてしまったということもありましたし、今、相談支援員としては、もうすぐ1年になる新人と私の2人、あと事務員、非常勤でいるんですけども、フォローしたり教えたりしないといけない私がほぼ事務所にいなくて、新人が1人事務所にいて、なかなかフォローし切れていないなというところで、しっかりフォローしていかないと、やっぱり外に出ていかなないと、私も業務を回していかないと運営のほうにも関わってくるので、なかなかそのフォロー体制が難しいなというところが課題であったり、あと我々が利用者さんに対して必要な相談支援をしっかりやるためには、事務の効率化であったり、そういう付随する我々がやらなくてもいいような業務はICTを活用したりとか、事務員も雇用しているので、事務員さんに任せるとかというところの業務の切り分けというか、本当に必要な部分を我々ができるように、そういうような事業所単位でも工夫をしたりとかしていますので、そういうところもどこかで共有できるような機会があったらいいのかなというふうには思いました。

まだまだあるんですが、時間もあると思うので、以上です。

ありがとうございました。

山口委員と竹岡委員のお話でしたけれども、事務局のほうからございますでしょうか。

障害福祉課の井上です。ありがとうございます。

竹岡委員のおっしゃったこと、山口委員が答えてくださったことを含め、自立支援協議会からいただいた意見は、紙面の関係上、表現としてはかなり圧縮しておりますが、エッセンスを計画の記述の中に落とし込ませていただいています。委員がおっしゃるように、最短距離で利用者が計画相談にたどり着けるようにする、この経路の改善に関しては刈込からも説明させていただきました。これを次の計画期間にさらに進めて参ります。事務の効率化につきましては、法令等で定められたこと、例えば実際に足を運んでモニタリングへ行かないといけないなどはっきり書かれていることは、現状では自治体判断で任意に省略できません。

中西会長

事務局（井上課長）

一方で、先ほど山口委員、竹岡委員がおっしゃったように、ICTを活用しながら利用者と相談支援専門員、あるいは相談支援専門員と相談支援専門員のコミュニケーションを活性化させる、あるいは省けるものは省いていくというようなことは、この度の意見交換の中でもありまして、次期計画期間の中で取り組んでいきたいと考えています。

また、支給決定の期間ですけれども、こういうお声もあるので我々もデータをとらせていただいています。複合的な課題があったり、複雑な御家庭状況である場合、標準支給量大きく超えていて検討が必要な場合、いろいろな機関の意見を頂戴しないといけないというような場合には、やはり平均的な処理期間よりも2倍、3倍かかってしまうということは、少数ですが実際にあります。ただ、大部分の処理の平均的な期間につきましては、こちら事務改善に取り組んでいまして、それほど長くお待たせせずに変更等の支給決定も処理できている状況です。

中西会長

ありがとうございました。

どうですかね、①以外の案件で何か御質問とか。

福阪委員、どうぞ。

福阪委員

すみません、小中学校における合理的配慮の充実というところで、とてもこの何年間をかけて合理的配慮が進んできているなというのは日々感じているんですけれども、小学校と中学校の差というのが結構明らかかなというのを最近とても思うところで、中学校になると教科の先生がいらっしやったりとか、いろいろなことでまたシステムも違うんですけれども、小学校のところは、いろいろな形で支援を受けながら教育を受けれているんじゃないかなというのは思うんですけれども、中学生になって自分自身の理解も進んできているこどもたちの中で、そういった配慮を受けられない、先生方からの配慮も受けられないお子さんとかがいらっしやって、やっぱり不登校になったりとか、そういったケース聞きますし、保護者の方がとても頑張っておられるケースもありますので、そのあたりをもっと御検討いただけるとうれいなと思っていますことと、あと支援級とかの形も変わりました、支援級に在籍されていないお子さんだけでも配慮が要るお子さんで、先生方も本当にいろいろな工夫をして取り組んでくださっているんですけれども、やっぱり不登校になるお子さんとかいらっしやってまして、なかなか相談場所としては幾つかあってとかで乗っていただいているんですが、なかなか前に進んで行かない現状にすごく孤独に感じられているお子さんも多いなと思っていますので、そういったところの居場所的な部分であったりとか、こどもが直接的な支援を受けれる場所みたいなのがあればいいなと思うお子さんが何人かいらっしやる

<p>中西会長</p> <p>事務局（今村参事）</p>	<p>ので、そういったところもまた検討していただけたらなと思っております。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>そのあたりの中学校のこととか、いろいろな合理的配慮に係る関係、どうでしょうかね。</p> <p>学校教育推進課、今村と申します。御意見ありがとうございます。</p> <p>確かにおっしゃるとおり、中学校につきましては教科の担任制であるとか、様々な子どもたちに関わる先生方も多くなってくるので、合理的配慮を統一していくというのは難しい状況でありますけれども、ここにも記載させていただいておりますとおり、個別の指導計画とか教育支援計画がやはり軸になってくると思いますので、これらの活用も含めて、中学校でも推進をしていくように我々も尽力していきたいと思っております。参考にさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>それから、不登校云々のところの部分なんですけれども、これも学校の中において別室を用意する等の学校も増えてきている現状であります。ただ、なかなか学校にも登校が難しいお子さんについては、どうしていくのかということについては、これも大きな検討課題というふうに我々も認識しております。また、何らかの形でお示しできるようには、こちらも検討を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。</p>
<p>中西会長</p> <p>多本委員</p> <p>事務局（今村参事）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>①以外のところで、よろしいですかね。</p> <p>多本委員、どうぞ。</p> <p>多本です。</p> <p>中学校の中で合理的配慮を受けていた、例えばテストでこういう合理的配慮を受けていたという実績を示して、高校入試での合理的配慮が受けられるというふうに聞いていますので、中学校ではぜひ合理的配慮というのはきめ細やかをお願いしたいと思います。</p> <p>それと、合理的配慮指導員というのを初めて聞いたんですけれども、最近できたんでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。学校教育推進課、今村です。</p> <p>いつできたかというのは、今はっきり出せないですけれども、少なくとも四、五年前からはやっている事業で、作業療法士の方に学校に来ていただいて、支援学級の先生方等にお子さんの状態を見ていただいて、どのような合理的配慮が適切なのかとか、具体的な支援方法、教員へアドバイスしていただく、そのような制度です。</p>

多本委員	ありがとうございます。それが活用されることを願っています。
事務局（今村参事）	ありがとうございます。
中西会長	そうしましたら、ちょっと時間が押していますけれども、よろしいですかね。議題2「①以外の案件について」はよろしいでしょうか。 そうしましたら、最後に議題の「その他」について進みたいと思いますので、事務局からございますでしょうか。
事務局（佐原代理）	はい、1点御報告させていただきます。 資料8を御覧ください。今後のスケジュールについてでございます。 資料に記載しておりますとおり、来月開催いたします第4回の分科会を経て計画案として取りまとめ、12月に開催されます審議会に提示したいと考えております。第4回分科会につきましては、今回皆様からいただいた御意見、今後実施されます大阪府のヒアリングを踏まえ記載内容を修正し、次回分科会にて皆様に最終確認をお願いしたいと考えております。 その後、年明けにはパブリックコメントを実施し、パブコメでいただいた御意見に基づく修正を加え、3月下旬の第2回審議会にて内容を確定させたいと考えております。 説明は以上です。
中西会長	ありがとうございました。 ただいまのスケジュールの説明等について、委員の皆様から御意見とか御質問はございますでしょうか。 ほかに御意見がないようでしたら、本日の議題案件はこれで終わりたいと存じます。 皆様、長時間の御協力ありがとうございました。
事務局（井本）	それでは、事務局のほうにお返しいたします。 委員の皆様におかれましては、長時間お疲れさまでした。ありがとうございます。 それでは、簡単に事務連絡をさせていただきます。本日の会議録につきましては、事務局で会議録案を作成しまして、また後日、委員の皆様にお送りさせていただきますので、御確認のほどよろしく願いいたします。 続いて、次回の第4回分科会につきましては、9月に送らせてもらいました第3回開催案内と併せて通知させていただいておりますが、11月30日木曜日、午後2時から、市役所南館8階中会議室となりますので、よろしく願いいたします。 それでは、本日はこれにて以上となります。本日は誠にありがとう

ございました。